

平成 27 年第 3 回青森市議会定例会提出案件（本会議 7 日目提出）

件 名		提出 件数
諮 問	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について 	
	計	4
合 計		4

○ 諮 問

諮問第 1 3 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 6 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成 2 7 年 2 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 4 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 7 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。

徴収処分の内容 平成 2 7 年 4 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 4 項

諮問第 1 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 7 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。

徴収処分の内容 平成 2 7 年 4 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 4 項

諮問第 1 6 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 7 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成 2 7 年 4 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項